

令和5年度第1回君津市子ども・子育て会議 会議録

日時：令和6年3月19日（火）

午前10時から

場所：君津市役所2階入札室

【次第】

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 職員紹介
- 5 会長及び副会長の選出
- 6 議題
 - (1) 君津市こども計画について
 - (2) 第2期君津市子ども・子育て支援計画の見直しについて
 - (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認について
- 7 報告
小規模保育園の公募について
- 8 閉会

【配布資料】

- 資料1-1 君津市こども計画について
資料1-2 第2期君津市子ども・子育て支援計画進捗状況(令和2年度～令和5年度)
資料2 第2期君津市子ども・子育て支援計画の見直しについて
資料3-1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認（利用定員の設定）について
資料3-2 特定教育・保育施設の確認について（制度概要）
資料4 小規模保育園の公募について

【出席者】

- 委員（敬称略）
【出席 11名】
竹内直人（会長）、金森順子（副会長）、仲田孝雄、秋元政寛、宮内清実、小野典子、
中林千春、佐藤玉子、細川尚子、中野久美子、牟田智彦
【欠席 2名】
羽澤佑太、中村博子
- 事務局
健康こども部長 小石川洋、健康こども部次長 田村和弘、健康こども部次長 栗坂達也、
こども政策課長 見富貴浩、こども政策課副主幹 地引宏行
- 傍聴人の数 0人

1 開会

(地引副主幹)

定刻になりましたので、ただ今から令和5年度第1回君津市子ども・子育て会議を開会いたします。

本日の進行を務めさせていただきます、こども政策課副主幹の地引と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日の出席委員は11名で、委員総数13名の過半数に達しておりますので、君津市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告させていただきます。

また、本日の会議につきましては、君津市審議会等の会議の公開に関する規則によりまして、公開することとなっておりますが、本日の傍聴人はおりませんのでご報告いたします。

なお、本会議の会議録につきましては、後日、市ホームページで公開いたしますので、ご了承願います。

それでは、はじめに、本日の資料につきまして確認させていただきます。

委員の皆様のお手元に配布してございます、次第、君津市子ども・子育て会議委員名簿、君津市子ども・子育て会議条例、第2期君津市子ども・子育て支援計画（令和5年3月中間見直し版）資料1-1 君津市こども計画について、資料1-2 第2期君津市子ども・子育て支援計画進捗状況（令和2年度～令和5年度）、資料2 第2期君津市子ども・子育て支援計画の見直しについて、資料3-1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認（利用定員の設定）について、資料3-2 特定教育・保育施設の確認について（制度概要）、資料4 小規模保育園の公募について。以上が本日の資料でございます。資料に不足はございませんでしょうか。不足がある場合は、事務局にお申しつけください。

2 あいさつ

(地引副主幹)

それでは、開会にあたりまして、健康こども部長の小石川からあいさつを申し上げます。

(小石川部長)

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和5年度第1回君津市子ども・子育て会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様には日ごろから、本市の児童福祉行政に格別なるご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、昨年12月22日、国は、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指して「こども大綱」を策定しました。この「こども大綱」は、令和5年4月に施行されたこども基本法に基づく、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年間の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるものです。

本市においても、「こども大綱」などを勘案しつつ「君津市こども計画」の策定に向け、取り組んでいるところでございます。

本日は、この「君津市こども計画について」はじめとする3件を議題といたします。後ほど、担当からご説明申し上げますが、委員の皆様には、児童福祉や教育、子育てを経験されているそれぞれのお立場で、ご意見を賜り、ご審議いただきたいと存じます。

最後になりますが、本市の子ども・子育て関連施策のより一層の推進を図るため、委員の皆様方にはご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます、開会のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 委員紹介

(地引副主幹)

続きまして、本日の会議が本年度第1回の会議となり、新たに委員となられた方もいらっしゃいますので、ここで委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思っております。

お一人ずつお名前をお呼びしますので、恐縮ですが、お名前を呼ばれた方はご起立をお願いいたします。

・・・名簿順に委員紹介・・・

4 職員紹介

(地引副主幹)

続きまして、次第の4 職員紹介でございます。本日出席しております職員を紹介させていただきます。

・・・事務局職員紹介・・・

(地引副主幹)

以上で職員の紹介を終わります。

改めまして、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(地引副主幹)

続きまして、議事に入ります前に、君津市子ども・子育て会議の趣旨及び概要につきまして、ご説明させていただきます。

はじめに、君津市子育て会議の趣旨・目的でございますが、子育て当事者や子育て支援当事者等の参画を得まして、子育てに関するニーズを「子ども・子育て支援計画」等に反映することをはじめ、本市における子ども・子育て支援施策を、地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて審議することを目的としております。

会議の主な審議事項といたしましては、市の子ども・子育て支援に関する施策の調査、審議、特定教育・保育施設の利用定員の設定、特定地域型保育事業の利用定員の設定、君津市子ども・子育て支援計画に定める各種施策の実施状況の継続的な点検・評価・見直しでございます。

会議の委員構成につきましては、君津市子ども・子育て会議条例第3条第2項の規定に基づき、「子どもの保護者」をはじめ「(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者」、「(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者」、「(4) 事業主を代表する者」、「(5) 労働者を代表する者」による委員構成となっており、委員15人以内で組織されます。

今後、皆様には、本市における子ども・子育て支援施策に対し、それぞれのお立場からご意見やご提案をいただきたいと思っております。

以上で、「君津市子ども・子育て会議」の趣旨及び概要についての説明を終わらせていただきます。

5 会長及び副会長の選出

(地引副主幹)

続きまして、会長及び副会長の選出でございます。

なお、会議の議長につきましては、君津市子ども・子育て会議条例第6条第1項の規定により会長が行うこととなっておりますが、会長が選出されておられませんので、選出されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。進行を見富こども政策課長にお願いいたします。

(見富課長)

それでは、会長及び副会長の選出までの間、進行を務めさせていただきます。

会長及び副会長の選出についてですが、はじめに、選出方法につきましてお諮りいたします。会長及び副会長の選出につきましては、君津市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定により委員の互選によることとなっております。選出方法を、立候補または推薦としたいと思いますが、ご異議ございませんか？

・・・異議なしの声あり・・・

(見富課長)

異議がありませんでしたので、選出方法につきましては立候補または推薦といたします。どうか立候補または推薦はございませんか？

(小野委員)

事務局の案はありますか？

(見富課長)

ただいま小野委員から事務局案は、との意見がありました。ほかに意見はございますか。

・・・「なし」との声あり・・・

(見富課長)

ほかにないようですので、事務局より推薦させていただきます。

(地引副主幹)

会長といたしまして、前年度にも会長職を務めていただいた 清和大学短期大学部教授の竹内委員を推薦いたします。副会長には、かずさあけぼの保育園園長の金森委員を推薦いたします。

(見富課長)

ただいま事務局から、会長に竹内委員、副会長に金森委員を推薦させていただきましたが、ほかに意見はございますか。

・・・意見なし・・・

(見富課長)

ほかに、意見もないようですのでお諮りします。本子ども・子育て会議の会長に竹内委員、副会長に金森委員を選出することにご異議ございませんか。

・・・異議なしの声あり・・・

(見富課長)

異議がありませんでしたので、子ども・子育て会議の会長を竹内委員に、副会長を金森委員に決定してよろしいでしょうか。

・・・同意を確認・・・

(見富課長)

では、会長、副会長が選出されましたので、竹内委員、金森委員よろしくお願ひいたします。皆様ご協力ありがとうございました。

(地引副主幹)

それでは、会長に選出されました竹内委員は議長席へ移動をお願いします。
ここで、竹内様から会長就任のごあいさつをお願いします。

(竹内会長)

会長にご指名いただきました竹内でございます。前回に引き続き、皆様のご協力をお願いします。

(地引副主幹)

ありがとうございました。それでは、竹内会長、以降の議事進行につきましてよろしくお願ひいたします。

6 議題

(竹内会長)

しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事進行につきましては委員の皆様のご協力をお願いします。

それでは議題に入りたいと思います。議題1「君津市こども計画について」事務局から説明をお願いします。

(地引副主幹)

それでは、議題1について説明させていただきます。資料1-1「君津市こども計画について」をご覧ください。

経緯でございますが、令和5年4月1日に施行されたこども基本法により、市町村における「こども計画」の策定が努力義務化されました。本市では、令和5年12月22日に閣議決定された「こども大綱」等を勘案しつつ、こどもに関する施策及び各分野の関連施策を一体的に実施し、君津市総合計画の柱として掲げる「安心して子育て・子育てでき学びを楽しめるまち」の実現を一層推進するため、君津市こども計画を策定する予定でございます。

計画の構成及び位置づけでございますが、君津市こども計画は、こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画として、国のこども大綱及び千葉県の子ども計画等を勘案しつつ、君津市地域福祉計画などの関連計画とも整合性を図り、こども施策を総合的に推進するための計画として位置づけるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「第3期君津市子ども・子育て支援計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、こちらは現在、同法の効力が令和7年3月31日までとなっておりますので、その効力が延長された場合に限りません。それから、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」、そして厚生労働省通知、母子保健計画について、に基づく「母子保健計画」と一体的に策定します。また、「新・放課後子ども総合プラン」の内容についても、本計画に位置づけを行う予定です。

計画の策定に当たっては、こどもを「君津市の将来を担う人材」としてだけでなく、「今の時代を生きる君津市民」としても捉え、こども基本法の規定に基づき、こども又はこどもを養育する者その他の子育てに関わる地域の方々の意見を聴取し、こども施策に反映させてまいります。

具体的な意見聴取の方法ですが、未就学児童及び小学校児童の保護者を対象としたニーズ調査、小学5年生及び中学2年生や高校生・大学生を対象とした生活状況調査、そして公募によるワークショップの開催などがございます。調査内容については、改めて委員の皆様にお諮りしたいと考えております。

計画期間は令和7年度から11年度までの5年間とし、令和6年度末までの策定を予定しております。計画の進捗については、適時、委員の皆様にお諮りしたいと思います。

なお、策定に当たっては、現行の君津市の子育て支援に係る計画である第2期君津市子ども・子育て支援計画について、資料1-2 第2期君津市子ども・子育て支援計画進捗状況(令和2年度～令和5年度)にあります事業の達成状況を踏まえて策定いたします。

以上で議題1の説明を終わらせていただきます。

(竹内会長)

説明が終わりましたが、この議題について何かご質問ございますか。

(小野委員)

意見聴取については、地域の方々の意見を聴いていくということでしたが、自治会はおじいちゃんおばあちゃんなど、お仕事を立派にやられて退職された方が自治会長をやっている地域をまとめているとかいろいろな背景があります。子どもたちとの連携や意見聴取というのは、自治会を通す、通さないは市の体制によると思うのですが、子供会というものに着目してみてもいいかなと思いました。PTAと子供会活動がリンクしているのであれば、PTA連絡協議会の会長さんの方でネットワークがあるかもしれないですし、地域というところで、私たちが組織の中で動いていると見落としてしまっている部分が多いのではないかなと感じているので、簡単ではないと思いますが感じたところです。

(地引副主幹)

ありがとうございます。今回の意見聴取は意見を聴くということも大事なのですが、そもそも国連のこどもの権利条約で、子どもには等しく意見を表明する権利が与えられているということで、子どもが表明した意見を我々はきちんと聴かないといけないということになっています。小野委員がおっしゃるように、我々が聴いてあげる、という態度ではなく、子どもたちが自分たちで考えて会議をしてその発言を私たちがすくいあげる、ということが非常に重要だと思いますので、ご提案いただいた子供会については研究不足な部分もありますので、参考にさせていただいて、そのようなネットワークが活用できればしていきたいと思います。ありがとうございます。

(中林委員)

今のおっしゃった意見、とても良い意見だと思います。子ども会議というのを開けるといのがいちばんいいスタイルだと思います。今の子供会の現状が、昔は100近い子供会がありましたが、今は4つか5つぐらいだと思います。子供会自体の活動が、保護者が役員をしなければいけない、子ども自身がスポーツを習っている、塾に行く、とかそういうことで親の事情、子どもの事情で減っていると思われます。まだ、お祭りがある地域はお祭りの笛や太鼓、おみこしの練習のために子どもたちとおとなたちが日を合わせて集まってやっていますが、そういうものがない地域は、君津市では少なくなってきたのが現実ですね。

(地引副主幹)

ありがとうございます。今のお話を聞くと厳しいなという感じがします。我々も子どもの意見を吸い上げるには新しい形でのネットワークも考えないといけないなと思いますので、今のご意見も参考に、子どもたちのつながりの場について考えていきたいと思います。

(佐藤委員)

子供会は厳しいと思うのですが、地域には公民館があります。公民館の主催事業としてやれたらいいのかなと思います。学校で、というとまた学校の負担が大きくなってしまうと思うので、各地区の公民館の事業としてやれたらいいのかなと思います。

(地引副主幹)

ありがとうございます。やはり、教育委員会とは連携していかなければならないと思っています。公民館を所管しているのは教育委員会ですので、公民館事業との連携は検討していきたいと思っています。

また、学校でこどもの意見を聴くのは効率的ではありますが、設問内容などを工夫しないといけないと思っています。意見を言いたくない、などの場合もあると思いますので、教育委員会の先生方とも相談しながら適切に取り組んでまいりたいと思っています。拾いきれなかった意見を公民館事業と連携するなど検討していきたいと思っています。

(竹内会長)

ほかにご質問ございますか。ほかにも質問もないようですので質疑を終了いたします。

議題1「君津市子ども計画について」お諮りします。事務局案にご異議ございませんか？

・・・異議なしの声あり・・・

(竹内会長)

異議なしと認め、議題1について終了いたします。

続きまして、議題2「第2期君津市子ども・子育て支援計画の見直しについて」事務局から説明をお願いします。

(田村次長)

第2期君津市子ども・子育て支援計画の見直しについて、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

はじめに、「1 計画見直しの趣旨」について説明いたします。第2期君津市子ども・子育て支援計画は令和2年3月に策定し、令和4年度に中間見直しを行いました。第2期計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年としておりますが、公立保育園の認定こども園化や小規模保育事業所の定員変更など、昨年度の中間見直しから状況が変化しておりますので、現在の保育需要及び人口動向を踏まえ、今後の教育・保育の量の見込み及び確保方策の見直しを行いたいと考えております。

つぎに「2 見直し項目」についてですが、まず、推計児童人口ですが、下段の表をご覧ください。令和元年から令和5年の実績値をもとに、コーホート変化率法を用いて推計児童人口を算出しました。カッコ書きの数字が令和4年度の見直し時の数字となっております。上段の数字は、令和2年度から令和5年度までは、実績値となっております、令和6年度は今回見直した数字となっております。

続きまして、2ページ目をご覧ください。(2)の量の見込み及び確保方策についてですが、中段の表をご覧ください。先ほどご説明した推計児童人口を用いまして、令和6年度の量の見込み及び確保方策の見直しを行いました。カッコ書きの数字が令和4年度の見直し時の数字となっております、上段の数字が今回見直しをした数字となっております。表の中の①量の見込みについては、推計児童人口と利用申し込み率から算出した数字となっております。

②の確保方策については、現在の特定教育・保育施設などの利用定員数から、表下部の※で記載している変更事由を反映させた数字となっております。たとえば、変更事由の1番に「休園中の清和保育園の認定こども園化に伴い、特定教育・保育施設の確保方策が増加する」とありますが、教育枠が3人増えますので、カッコ書きの317に対して、上段の数字は3人多い320になっているということになります。

本件に関しましては、推計児童人口の見直しと清和保育園の認定こども園化、君津保育園、つばさ保育園の定員変更をもとに計画の見直しを行ったものです。以上で説明を終わります。

(竹内会長)

説明が終わりましたが、この議題について、何かご質問ございますか。

質問もないようですので質疑を終了いたします。

議題2「第2期君津市子ども・子育て支援計画の見直しについて」お諮りします。事務局案にご異議ございませんか？

・・・異議なしの声あり・・・

(竹内会長)

異議なしと認め、議題2について終了いたします。

続きまして、議題3「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認について」、事務局から説明をお願いします。

(田村次長)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認について、ご説明いたします。資料3-1をご覧ください。

まず初めに、特定教育・保育施設の確認制度について概要を説明いたします。平成27年度から開始されております「子ども・子育て支援新制度」では、子ども・子育て支援法第27条第1項により、保育園や幼稚園、認定こども園について、各施設の利用定員を定めた上で、運営基準等を満たしていることを市が確認し、運営費として、在籍する児童数に応じて、子どもの年齢ごとに国が定める給付費を給付することとされております。

また、子ども・子育て支援法第29条第1項により、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業については、施設・事業者からの申請に基づき、市が、対象施設・事業として確認し、保育園等と同様に給付費を給付することとなっております。なお、子ども・子育て支援法第31条第2項により、「利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。」とされておりますので、本日、子ども・子育て会議において意見をお伺いするものでございます。制度の詳細につきましては、資料3-2にまとめてございますので、ご参考としてください。

続きまして、本日の議題となります利用定員の確認を行う対象事業者でございますが、君津市と社会福祉法人君津福祉会と社会福祉法人志真会となります。君津市からは、認可保育所1か所と保育所型認定こども園が1か所で、新しく開園するみふねの里保育園と清和こども園になります。社会福祉法人君津福祉会は、認可保育所が1か所で、君津保育園になります。社会福祉法人志真会は、小規模保育事業所A型が1か所で、今年度の4月に小規模保育園として開園したつばさ保育園になります。概要につきましては、資料3-1の1ページ目、2ページ目の「1 確認対象事業者及び施設について」の表のとおりとなります。

続きまして、3ページ目をご覧ください。「2 利用定員について」説明いたします。利用定員につきましては、各施設からの申請に基づき、市の事業計画（第2期君津市子ども・子育て支援計画）に照らし、過剰供給とされないかという視点で確認を行います。

まず、(1) 特定教育・保育施設でございますが、下段の表をご覧ください。こちらは、保育園や幼稚園、認定こども園の定員になります。「1号認定」は3歳～5歳の教育のみを受ける子ども、「2号認定」は3歳～5歳の保育を必要とする子ども、「3号認定」は満3歳未満の保育を必要とする子ども、となります。

①の既存施設により確保されている定員数でございますが、こちらは現時点、令和5年度における提供体制となっております。②の久保・上湯江・常代保育園の閉園により減少する定員数でございますが、320人の減となります。③のみふねの里保育園の開園により増加する定員数で

ございますが、150人の増となります。④の清和保育園の認定こども園化により増加する定員数でございますが、いわゆる幼稚園枠が3人の増となります。なお、保育枠については、令和4年に実施した第1回君津市子ども・子育て会議（書面開催）にて、すでに見直し済みとなります。⑤君津保育園の定員変更により減少する定員数につきましては10人の減となります。

4ページ目をご覧ください。次に(2)特定地域型保育事業でございますが、中段の表をご覧ください。こちらは小規模保育園などの定員になります。①の既存施設により確保されている定員数でございますが、こちらは現時点、令和5年度における提供体制となっております。②のつばさ保育園の定員変更により増加する定員数につきましては、2歳児1人の増となります。

本件に関しましては、(1)・(2)ともに、計画との差異はないため、事業者からの申請のとおり利用定員の確認を行いたいと思っております。以上で説明を終わります。

(竹内会長)

説明が終わりましたが、この議題について、何かご質問ございますか。

質問もないようですので、質疑を終了いたします。

議題3「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認について」お諮りします。事務局案にご異議ございませんか？

・・・異議なしの声あり・・・

(竹内会長)

異議なしと認め、議題3について終了いたします。

以上で議事が終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。ご協力、ありがとうございました。

7 報告

(地引副主幹)

続きまして、次第の「7報告」でございますが、「小規模保育園の公募について」事務局からご報告をさせていただきます。

(田村次長)

小規模保育園の公募についてご報告いたします。資料4をご覧ください。

まず、公募に至った経緯でございますが、令和5年4月時点では、令和4年度に実施した公立保育園の民営化や幼稚園の認定こども園化、小規模保育園の開園により待機児童が0人となりましたが、年度途中の待機児童は依然と発生している状況であり、直近の3月では82人に増加し、そのうち2歳以下の低年齢児童は79人となっております。この課題解決に向け、特に需要のある0～2歳児の受け皿を整備するため、小規模保育園の公募に至った次第です。

次に「1 募集施設の概要について」でございますが、施設種別は小規模保育事業A型とします。これは、市内の小規模保育園と同じ種別になります。募集地区としては、市街化区域全域とし、設置方法は、新設または既存物件の改修によるものとします。整備方法については、事業者の自主財源による整備とするため、施設整備に係る補助金等は予定しておりません。

開設時期は、来年の令和7年4月1日を予定しています。受入年齢は、生後2か月から2歳児までとし、開園時間は午前7時から午後6時までの11時間と、それ以降に1時間以上の延長保育を実施し、12時間以上とします。

「2 対象者」でございますが、法人格を有するもの又は小規模保育事業所開設までに法人格を有することができると見込まれるものとし、政治的な目的のために結成された法人は除きます。

「3 スケジュール」でございますが、令和6年6月3日（月）から募集を開始し、7月31日（水）までの約2か月間を応募期間として設ける予定です。応募期間中に、公募の内容について

での質問受付期間を設けますが、こちらは、回答をする都合から、応募期限1週間前の7月24日（水）までとします。応募を締め切りました後に、審査・選考を行いまして、9月中旬頃に事業者の決定をしたいと考えております。そのあとに、事業者によって、新設工事もしくは改修を令和7年2月末までに実施していただき、令和7年4月1日開園を目指します。公募の結果につきましては、あらためて委員の皆様へご報告いたします。以上で、報告を終わります。

（地引副主幹）

ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問はございますか。
ご質問もないようですので、質疑を終了いたします。

7 閉会

（地引副主幹）

その他、委員の皆様から何か質問、意見などはございますか。
ないようですので、以上をもちまして、令和5年度第1回君津市子ども・子育て会議を終了とさせていただきます。本日は長時間にわたり慎重なるご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

午前11時40分閉会